

# 4 緑の保全と創出の方針

## 1. 市街地につなぐ「緑と水の軸」づくり

自然共生ゾーン（市域西部）と都市活用ゾーン（市域東部）をつなぐ「緑と水の軸」を市域の北部から南部にかけて、ほぼ等間隔になるように配置し、市街地における自然との触れ合いの場や緑化空間形成のための基本的な骨組みとします。

### 【基本的な骨組みとなる緑と水の軸】

- 本市では朝明川、海蔵川、三滝川、内部川などの河川が、市域西部の丘陵部と臨海部の平野部をつなぐ「水の軸」となっています。これら河川空間を中心に、周辺の農地や樹林地なども活用しつつ、川沿いの緑を保全・創出することで、西部の豊かな自然を市街地へつなぐ「緑と水の軸」の形成を図ります。
- 朝明川と海蔵川の間には米洗川が「水の軸」となっているほか、富田山城線沿道には樹林地や優良な農地が広がり「緑の軸」となっています。川沿いの緑の創出や樹林地や農地の保全により、「緑と水の軸」の形成を図ります。
- 三滝川と内部川の間には鹿化川、天白川などの中小河川が流れ、四郷風致地区並びに南部丘陵公園から中央緑地へ至る「水の軸」となっており、川沿いの緑の創出により、市南部地域の「緑と水の軸」の形成を図ります。

## 2. 市街地内における「緑の帯」の創出

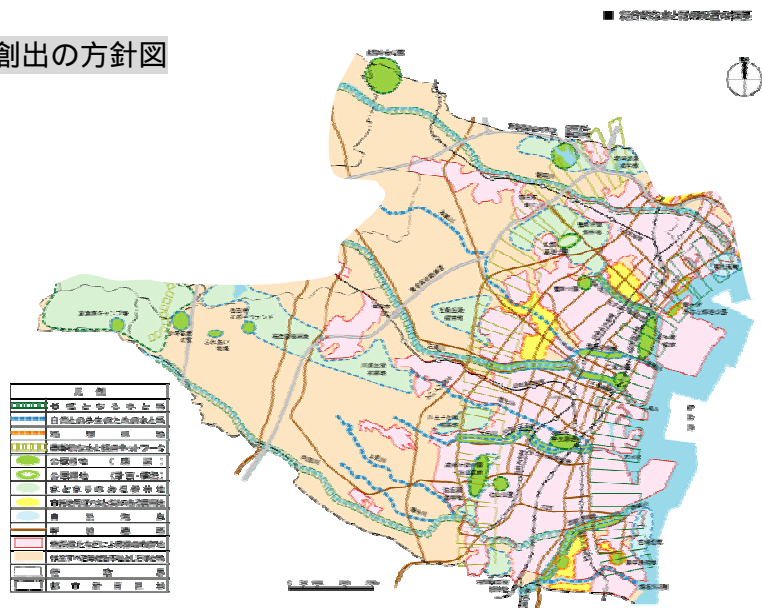
平野部と丘陵部の境界部分には斜面緑地が残っているところがあり、連続する緑の空間として良好な景観を呈しており、緑量の維持だけでなく景観の維持・形成の観点からも保全に努めます。

また、本市の臨海部工業地帯を今後も持続的に活用しながら、市街地環境の保全と両立していくため、企業の外周緑地も活用した緑のネットワークの形成を図ります。

### 【基本的な骨組みとなる緑と水の帯】

- 市民と市の協働により、市街地を囲む里山や樹林地を保全し「緑の帯」の維持を図ります。
- 市民や企業と市の協働により、富双地区から霞ヶ浦緑地や中央緑地、南部の臨海部企業の外周緑地などを活用した緑のネットワークの形成を図ります。

緑の保全・創出の方針図



## ( 1 ) 連続した緑の空間づくり

### 市街地外縁部の丘陵地の保全

市街地外縁部の丘陵樹林地の一部には、風致地区の指定や南部丘陵公園などが整備され、地元のボランティアによる維持・管理も行われています。これらの地域は、都市環境や都市景観のうえからも重要な樹林地であり、風致地区や公園以外の丘陵樹林地についても積極的な保全が必要です。

#### 【取り組み】

- 土地所有者等との合意形成により市民緑地制度や緑地協定制度を活用
- 風致地区の保全や緑地保全地域などを指定
- 保全に必要な条例、制度等の整備
- 市民と協働で保全する仕組みづくり



四郷風致地区

#### 【市民が活用できる里山保全の制度】

制度・支援策	概要
市民緑地制度	<p>里山など身近な民有緑地を住民の手で整備し、子どもたちが自然の中で遊んだり、いろいろな年代の人が散歩したり憩える場所として利用できます。</p> <p>土地所有者が地域で利用することに同意する場合に、市が市民緑地として土地を借り受け、市が整備と維持管理を地域の団体などに委託する仕組みとなっています。整備された「市民緑地」は、市民に公開します。</p> <p>市民緑地として借りた土地に関しては、固定資産税・都市計画税が非課税になるなどの優遇措置があります。また、整備委託、管理委託の範囲で市民緑地の整備や管理などの委託料を市が支払います。</p> <p style="text-align: right;">( 担当部署：都市計画課 )</p>
里地里山保全活動計画の認定制度	<p>三重県自然環境保全条例に基づき、里地里山を保全しようとする団体の保全活動に関する計画を知事が認定します。</p> <p>保全活動に関する情報提供、アドバイスや活動計画の実施に必要な器材等の購入経費の補助など、活動促進の支援があります。</p> <p style="text-align: right;">( 担当部署：三重県 )</p>

## 市民の憩いの場としての川づくり、多自然型の川づくり

本市を流れる多くの川は、多様な生物にとって重要な生息・移動空間となっており、生態系の維持にも十分配慮した保全・整備が求められています。三滝川などでは高水敷を活用した親水空間の整備も進められており、緑の少ない市街地の重要な自然環境や市民の憩いの場として、一層の活用が必要です。

### 【取り組み】

河川敷を市民の憩いの場として活用できるように、親水空間や遊歩道を整備  
河川改修時における多自然型の川づくり

## 田、畑、果樹園などの保全

田、畑、果樹園などの農地は、都市の環境保全や景観形成の点からも重要です。また、農地の持つ保水機能は浸水を防止するなど、臨海部に地盤の低い市街地を広く抱える本市では、防災上からも欠くことのできない緑地です。このように、公益的な機能を併せ持つ農地を、極力、保全していく必要があります。

### 【取り組み】

土とのふれあいの場、農業への理解を深める場として、遊休  
農地などを市民菜園等に活用  
市街化区域において、農地として保全することが適切な場合  
における生産緑地地区の追加指定の検討



茶畑(水沢地区)

## 【市民が活用できる農地保全・農業参加の制度】

制度・支援策	概要
アグリビジネス支援事業	生産者が行う自家農産物のPRや付加価値を高めるための資格認証に対して支援を行います。(担当部署：農水振興課)
新しい農の担い手づくり事業	新たに農業へ就こうと希望する者が行う施設・機械の整備に対し支援を行います。また、新たな担い手として期待される企業等が、農業へ参入する場合の初期投資に対し支援を行います。(担当部署：農水振興課)
農地の守り手づくり事業	耕作放棄地の解消を図るため、遊休化した農地の復元を支援します。また、新たな農地の守り手による市民菜園整備を奨励し、開設時における費用負担を支援します。(担当部署：農水振興課)

## 海岸・干潟の保全

本市の臨海部には四日市港があり、物流や工業中心の土地利用で占められています。

その中で、市内唯一の自然海岸である吉崎海岸や日本の重要湿地（環境省）に選定される鈴鹿川河口の干潟は重要なものであり、いずれも市を代表する自然環境として生態系に配慮した保全が必要です。

一方、四日市港港湾計画では一部に埋立の計画があり、その際には周辺環境との調和が必要になります。

### 【取り組み】

四日市港港湾計画による埋立地や南部浄化センターについて緑地整備や緑化の推進  
吉崎海岸及び鈴鹿川派川河口部の保全と併せて、うるおいのある海岸部の創造  
鈴鹿川河口干潟の保全

## 天然記念物や史跡記念物の保全

本市に存在する、指定文化財や保存樹、湧水地などは、周辺を含めて貴重な緑地となっています。また、社寺境内地なども、緑の少ない市街地内では、貴重なまとまった緑となっており、これらの維持が必要です。

### 【取り組み】

地域の重要な環境資源として維持  
重要なものは、特別緑地保全地区や保存樹林の指定などを検討



智積養水

## 緑地の機能の維持・更新

本市には、鈴鹿山麓の豊かな自然と触れ合える宮妻峡ヒュッテなどのレクリエーション施設や、公園の代替機能を持つグラウンド、子ども広場等が市内各所に存在するなど、様々な緑地の機能があり、その維持が必要です。

また、住宅団地等の開発に伴い設けられた緑地では、一部に維持・管理が不十分なものがあり、適切な対応が必要です。

### 【取り組み】

各々の緑地の目的に応じた機能の維持と利用動向に合わせた機能の更新  
民間企業のグラウンド、良好な施設内緑地の市民への開放促進（企業等の協力のもとでの利用協定等）  
開発者への適切な緑地維持の指導  
団地住民等による緑地管理組織などの仕組みづくり

## ( 2 ) 市街地内における緑化の推進

### 身近な公園、利用しやすい公園の確保

本市の市街地内には、総合公園や中央緑地、霞ヶ浦緑地といった大規模な公園が比較的多く整備されています。一方で、身近な公園については、施設の老朽化等により利用頻度が低下しているものも見られます。

#### 【取り組み】

市民のニーズに対応した身近な公園緑地の整備拡充と既設公園のリニューアル  
水辺の自然とふれあえる身近な憩いの場として、河川の高水敷等を活用した親水空間の整備  
羽津公園は、都市計画決定より60年以上が経過し、計画区域内では宅地化が進んでいる一方で、周辺には霞ヶ浦緑地や垂坂公園といった大規模な都市公園も整備されており、必要性や実現性の面から計画を見直し

### 核となる公園や緑地の整備

本市の緑の配置の核となる大規模な公園や緑地としては、南部丘陵公園、垂坂公園・羽津山緑地、泊山公園、三滝公園の4つの総合公園を始めとして中央緑地、霞ヶ浦緑地、楠中央緑地などの緩衝緑地や海蔵川緑地、三滝川緑地、鈴鹿川緑地などの河川敷を利用した都市緑地があります。また、その他、いなべ市、菰野町にまたがる広域公園として県営北勢中央公園があります。これらの内、南部丘陵公園、垂坂公園・羽津山緑地ならびに北勢中央公園で整備を行っています。



南部丘陵公園

今後も引き続き、他の都市公園や市内の里山等の優良な樹林地の保全と連携を図り、緑のネットワークの形成を構築していく上で核となる公園や緑地の整備を計画的に進めていく必要があります。

#### 【取り組み】

垂坂公園・羽津山緑地、南部丘陵公園、泊山公園を始めとする公園、緑地の市民ボランティアの自然的環境の保全・育成活動を推進・支援  
北勢中央公園未開設部分の早期整備を県に要望  
墓園については墓地需要等にあわせて順次整備  
河川改修にあわせて河川敷緑地を整備



## 沿道緑化の推進

市街地内の緑を増やすためには、幹線道路網の整備にあわせた街路樹等による沿道の緑化が必要です。

また、既設の街路樹にも歩道幅員に対して街路樹が大きすぎ、歩行等に支障をきたすなどの問題があり、その改善や、街路樹などの整備に道路幅員が不足している区間への緑化も必要です。



三滝通り

### 【取り組み】

市街地内の幹線道路整備の推進と街路樹等の整備

既設の街路樹の歩道幅員に応じた樹種の転換

沿道の公共施設や民有地の緑化の促進

### 【市民が活用できる緑づくりの制度】

制度・支援策	概要
花と緑いっぱい事業	公園、道路、子ども広場等の公共的施設への緑化活動に補助金を交付します。  (担当部署：都市計画課)

## 四日市港の緑地等

四日市港の臨港地区に点在する緑地を活用した親水空間のネットワーク化により、より魅力を向上させることが必要です。

### 【四日市港管理組合の取り組み】

臨港地区に点在する緑地を活用した親水空間のネットワーク化

## 官公庁施設などの公共公益施設の緑化

官公庁施設や教育施設などの公共公益施設の緑化率を今後とも高める必要があります。

特に、小・中学校のグラウンドは、休日・夜間等の一般開放や災害時の避難場所となるなど地域にとって重要な施設であり、これらの機能に配慮した緑化の取り組みが必要です。

### 【取り組み】

災害時の避難場所として、防火性の高い樹木を主体とした緑化の充実等、防災機能を強化敷地内あるいは周辺において、環境教育の場（ビオトープ、樹林、農地、水辺等）を確保花と緑いっぱい事業を活用した、市民との協働による公共公益施設の緑化の推進

## 市民や企業の緑化活動への支援

まちの緑を増やすためには、公園・緑地などの保全・整備だけでなく、市民、企業、行政が一体となって緑化を進めることが重要です。

### 【取り組み】

家庭をはじめとする民有地緑化を推進するための生垣設置助成や新たな支援策の検討

地域住民の手による地域の公園や街路樹など身近な公共空間の緑化や維持管理を支援する体制の構築

工場などの事業所への緑化推進の啓発と、緑地空間の整備、開放に対する優遇措置などの支援策の検討

駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化等の多様な緑化に対する啓発

道路整備等の公共事業や建物の建て替え時の樹木等の公共施設用地への移植や、市民同士での譲渡などによる有効活用  
地区計画や緑地協定等を活用した緑に関するルールづくりによる、地区全体での緑化の推進



生垣の設置



橋北通り

### 【市民が活用できる緑づくりの制度】

制度・支援策	概要
生垣設置助成金交付制度	幅員4メートル以上の道路に面する土地に新たに生垣を設置する費用の一部を助成します。  (担当部署：都市計画課)

## (3) 市民と行政のパートナーシップの確立

### 水と緑を知る

水と緑の保全や創出を効果的に行うには、水と緑のことをよく知ることが必要です。

#### 【取り組み】

市民が緑に対する関心を高め、理解が深められるような環境学習や緑化に関する情報提供、イベントなどの機会や場の提供



市民緑地(貝家町のビオトープ)

### 市民との協働による取り組み

水と緑の保全や創出には、市民と行政がお互いの役割を果たしつつ連携して取り組む必要があります。

#### 【取り組み】

市民、企業、行政が一丸となって緑化を推進するための組織・体制づくり  
市民による緑の保全・創出活動を支援するための活動助成制度づくり  
身近な公園の新設や再整備の際に市民参画型の計画手法を導入  
公園や街路樹の日常的な維持管理を行う市民ボランティアの育成  
優れた緑化活動や自然保護活動を行った市民、企業、団体に対する表彰制度の充実